

平素のご厚情に心より感謝申し上げます。

大内けいじ後援会からのお知らせ

No.11

☆無料法律相談日は、毎月 第三水曜日13:00から16:00迄です。

大阪市此花区春日出北1-8-5 TEL 06-6461-1181 FAX 06-6461-7801



平成13年11月26日、建設港湾委員会での 請願書の審査についての報告

請願第17号「高見フローラルタウンのラサ工業跡地全域での地下土壤汚染の調査と対策を求める請願書」が、共産党の市会議員団が紹介議員となって、大阪市会議長宛に提出されました。本来ならば住宅局が所属する計画消防委員会にて審議をするのが妥当だと思うのですが、請願者の意向により建設港湾委員会に付託されましたので、私(大内、計画消防委員会に所属)は審議を同僚の議員に委ねなければなりませんでした。平成13年11月26日(月)に委員会が開催され、熱心な討議が行われましたので、その概要についてご報告申し上げます。なお結果につきましては、自民、民主・民友、公明は不採択を、共産党は採択を主張しましたが採決の結果、不採択となりました。

自民党委員の審議の概要

質問

建設工事中の状況についてはどうだったのか。

1

今回、7番街の公団住宅建設地で汚染が見つかったのですが、汚染発見当時の状況について、また7番街以外のところで、建設工事中の状況はどうであったのか。

答弁
(住宅局)

住宅都市基盤公団は平成12年3月に高見フローラルタウン7番街で、賃貸住宅2棟の工事を発注、この建設敷地で、工事中に油混じりの地下水を発見したので、環境省の定める指針にもとづき詳細調査を実施しました。その結果、土壤及び地下水から環境基準を上回る数値が確認され、その後の対策は都市基盤公団では学識経験者から意見を聞き、また都市環境局の指導を受け、安全対策にも充分配慮しながら対策工事を進めております。既存部分については、大阪市と都市基盤公団は昭和60年から建設に着手しましたが、建設時には油混じりの地下水等も確認されず通常通りの施工を行いました。

質問

既存地域ではどのような調査と対策が行われたのか。

2

ただいまの説明によれば、既に建設が終わっている地域の工事においては、ゴルフ練習場跡地のような異常はなかったということですね。

今回の汚染が判明した後、既に建設が終わっている地域においてどのような調査と対策が行われたのかお尋ねします。

答弁
(住宅局)

- 通常の土壤調査で行われている1000m²に1ヶ所より更に密度を高くし、土に触れる恐れの高い場所を中心に、土壤について念のため自主的に調査したものです。
- 調査は、住宅局、教育委員会、ゆとりみどり振興局、市住宅供給公社、公団それぞれにおいて、既存地域の裸地部分139地点(市関係79地点、公団関係60地点)で表土調査を行ないました。
- 調査結果は、通路や植栽部分等17地点で環境基準値を上回っていました。
- 環境基準値を上回った場所については、さらに、土に含まれる物質の量を調べる含有量調査では、2地点で含有量の参考値を上回っていました。
- また、各住棟近くのプレイロットや広場及び小学校や公園を含む大半の122地点については、環境基準値以下でありました。
- なお、環境基準値を上回る数値が確認された地点での対策は、地元住民と協議し、また、学識経験者の意見を聞き、深さ概ね20cm程度の土を掘削除去した後、アスファルト舗装や土の入れ替え等を行なってきました。



質問

3

土壤の調査、対策に問題はないのか。

都市環境局にお聞きしますが、ただいま住宅局から説明のあった調査、対策は国指針に照らして、問題はないのか？

答弁

(都市環境局)

国の指針においては、土地・地下水の調査は、土地を改変する機会に行うこととされており、既に建物がある土地について調査を行うことはなっておりませんが今回住宅局等が行った調査は国の指針よりも密度が高く妥当と考えております。また環境基準値を上回った地点では、学識経験者の意見を聞き、地元住民と協議し、アスファルト舗装や土の入れ替え等の対策を実施していることから適切なものと考えております。

質問

4

環境基準値を超えた地点があるが、健康に与える影響はどうか。

この調査結果において、容出量試験で環境基準値を超えた地点や含有量試験で参考値を超えた地点がありましたが、健康への影響はどうでしょうか。

答弁

(都市環境局)

土壤・地下水の環境基準値は、地下水を飲用することを前提としており水道水の水質基準と同じ値になっています。高見フローラルタウンでは、地下水が飲用とされていないことから、既存地域の表層土壤で環境基準値を超えてても、人への健康に影響はありません。含有量参考値は、覆土等の飛散防止を講じるべき目安として設けられており、人体への影響から設定したものではなく、参考値として設定されたもので環境基準値（容出量）のように人への影響を評価する指標ではありません。

環境基準値を超えた場所については土を堀削除去し土の入れ替えやアスファルト舗装等の対策が実施されていることから人の健康への影響はないものと考えております。

質問

5

毛細管現象について、あり得ることか否か。

既存の深いところの土壤や地下水が万が一汚染されていた場合、夏場など大気の温度が上昇した際に、地下水の上昇や蒸発によって汚染物質が土の表面に上がつてこないのか。いわゆる毛細管現象がおこらないかという点です。もし起こるすれば、もっと深いところの土壤や地下水の調査、いわゆるボーリング調査を行う必要があるのではないか。

答弁

(都市環境局)

専門家の意見では、毛細管現象に伴う汚染物質の表土浸出は、例えば砂漠などの乾燥地帯の塩害に基づく考え方であり、日本のような降雨量の多い地域には当てはまりません。当団地の地質は、れきや荒い砂、又はそれらの混ざった土であるため、毛細管現象による上昇は数10センチ程度であり、当団地の地下水位は地下2mから2.5mであることから、毛細管現象による地表面までの上昇は考えられません。したがってボーリング調査などの再調査は必要ないと考えます。

定期的な点検・管理を要望する。

要望事項

今までの理事者側の答弁から、これまでの調査・対策には問題がないとのことで、私も安心しました。しかしながら、公団や大阪市においては、お住まいの皆さんに不安を与えることのないよう、今後の7番街浄化対策の進捗状況について、適切な機会に説明していただきたいと思います。また既存地域の敷地についても定期的に点検・管理されるように要望しておきます。

以上が建設港湾委員会でのわが党からの質問と答弁の要旨であります。かかる質疑を通じて、大阪市都市環境局や住宅局の対策は環境問題に関する専門家の指導や環境省の指針に基づいており、適切な対策がとられてきたと認め、建設港湾委員会は現時点での再調査の必要はないとして、請願第17号を不採択としました。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。